

## 電気通信大学情報理工学域代議員会規程

平成28年 3月23日

改正

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学情報理工学域教授会規程（以下「教授会規程」という。）第8条第4項の規定に基づき、情報理工学域代議員会（以下「代議員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 代議員会は、学域教授会から付託された、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教授会規程第3条第1項及び第2項に規定する事項
- (2) その他教育又は研究に関すること。
- (3) 学域内の予算配分に関すること。
- (4) その他学域の運営に関すること。

(構成員)

第3条 代議員会は、次の各号に掲げる代議員をもって組織する。

- (1) 学域長
  - (2) 国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程第2条第1項第6号に規定する評議員
  - (3) 各類長及び各副類長
  - (4) 各類から選出された者 各1人
  - (5) 先端工学基礎課程長及び副課程長
  - (6) 先端工学基礎課程から選出された者 1人
  - (7) 共通教育部長及び副部長
  - (8) 共通教育部から選出された者 1人
  - (9) 学域予算委員会委員長
  - (10) 学域教育委員会委員長
  - (11) 学域入学試験委員会委員長
  - (12) その他学域長が必要と認めた者
- 2 副学域長が置かれる場合は、前項の代議員に加えるものとする。
- 3 次の各号に掲げる者は、オブザーバーとして代議員会に出席できるものとする。
- (1) 大学教育センター長及び副センター長
  - (2) 学生支援センター長
  - (3) アドミッションセンター長

(任期)

第4条 前条第1項第4号、第6号及び第8号に掲げる代議員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第5条 学域長は、代議員会の議長となる。

- 2 学域長は、代議員会を主宰する。学域長に事故あるときは、あらかじめ学域長が指名する者がその職務を代行する。
- 3 学域長は、代議員会の構成員の3分の1以上が審議事項を定めて会議の開催を請求した場合、代議員会を招集しなければならない。

(会議の開催)

第6条 代議員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、出張又は研修により不在の者は、構成員の数に算入しないものとする。

(議事)

第7条 代議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 学域教授会の構成員は、代議員会にオブザーバーとして出席することができる。ただし、その評決には加わらないものとする。

- 2 代議員会は、必要と認めた場合は、前項の者以外の者を代議員会に出席させて、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 代議員会に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、代議員会の運営に関し必要な事項は、代議員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、電気通信大学情報理工学部代議員会規程は廃止する。
- 3 平成28年4月1日施行の教授会規程附則第2項に規定する事項を審議する場合は、第3条第1項第12号に基づき、必要に応じ、電気通信学部又は情報理工学部の各学科主任等第3条第1項第3号及び第4号の委員に相当する者の出席を求めなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。